**平成２３年（フ）第１７２号**
大分県別府市野口中町４番15号　西口ビル403号
債務者　浜口　由香
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第２２２号**
大分市牧２丁目７番30号
債務者　末松　裕二
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第２３５号**
大分市大字三芳1523番地の２　ＪＧＭヴェルデにじが丘弐番館903
債務者　花宮登美佳
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１７２号**
兵庫県川西市東畦野山手２丁目２番６号
債務者　柴田　裕之
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２２７号**
兵庫県宝塚市安倉西２丁目７番４―501号
債務者　松尾弘美こと　方　　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２３９号**
兵庫県西宮市里中町３丁目１番25―205号
債務者　西　　敬予（旧姓田中・安）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３８５号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目２番27号ディアコート303号、前住所大阪府堺市北区東雲東町２丁１番５―606号
債務者　窪内　武大
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５１２号**
兵庫県西宮市今津二葉町２番７号　ハイツヤマムラ６－Ｂ
債務者　木村　市藏
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５５号**
徳島市南末広町２番８―18　ハイツコウシンⅡ202号、旧住所徳島市末広５丁目１番12―５―101号
債務者　坂本　算子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３８６号**
北九州市八幡東区大谷１丁目３番７―1003号
債務者　尾園　輝光
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第４３６号**
北九州市小倉北区片野３丁目９番８号
債務者　川瀬伊津子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第２５３号**
盛岡市神子田町２番２号　吉田荘６号
債務者　吉田　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２５７号**
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口440番地１、旧住所岩手県岩手郡滝沢村大沢字箸木平96番地７
債務者　遠藤　雅広
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１１０号**
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西92番地の３
債務者　伊藤　正春
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第２０８号**
兵庫県三田市加茂424番地21
債務者　中島美千枝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２０９号**
大阪府枚方市長尾家具町５丁目17番２―12号
債務者　五十川健司
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４９号**
広島県福山市伊勢丘１丁目３番７―713号、前住所広島県福山市坪生町１丁目15番20号ハイツクワダ202
債務者　藤本　圭吾（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係